○中国地方整備局告示第八十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年七月一日

中国地方整備局長　尾籠　勇

第１　起業者の名称　岡山県

第２　事業の種類　主要地方道27号岡山吉井線及び主要地方道79号佐伯長船線改築工事（美作岡山道路・岡山県和気郡和気町小坂字八ケ奥地内から同町小坂字**廣**畑ケ地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　岡山県和気郡和気町小坂字八ケ奥、字刈畑、字中池上、字才地、字山本、字砂田、字才地鼻、字井治屋、字鎌田、字**廣**畑及び字**廣**畑ケ地内

２　使用の部分　岡山県和気郡和気町小坂字八ケ奥、字中池上、字才地、字山本及び字砂田地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県岡山市東区瀬戸町鍛冶屋字半後尺地内の瀬戸インターチェンジ（仮称）から、赤磐市稲蒔字林原地内の吉井インターチェンジ（仮称）まで（岡山市東区瀬戸町塩納字塩納地内の瀬戸ジャンクション（仮称）を含む。）の延長18,587mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「主要地方道27号岡山吉井線及び主要地方道79号佐伯長船線改築工事（美作岡山道路）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道27号岡山吉井線及び主要地方道79号佐伯長船線改築工事（美作岡山道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により分断される農業用道路及び農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、いずれも法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

主要地方道27号岡山吉井線（以下「岡山吉井線」という。）及び主要地方道79号佐伯長船線（以下「佐伯長船線」という。）は、道路法第７条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、本体事業のうち、上記の起業地に係る部分は、同法第15条の規定により岡山県が道路管理者となることなどから、起業者である岡山県は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

岡山吉井線及び佐伯長船線は、岡山県東備地域を南北に結ぶ主要幹線道路であり、沿線には製造業を中心とした多数の企業が立地するとともに、観光スポットも分布しており、道路交通網の整備が期待されている地域である。

しかしながら、本件区間に対応する岡山吉井線及び佐伯長船線の区間（以下「現道」という。）は、道路法に基づく県道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成24年岡山県条例第80号）（以下「条例」という。）等の基準を満足していない線形不良箇所等が存在するほか、交通混雑や死傷事故が多発するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、岡山県東備地域を南北に結ぶ主要幹線道路が整備され、高速自動車国道山陽自動車道（以下「山陽自動車道」という。）と連結し、高速交通ネットワークが形成されることで、道路交通の高速化及び定時制の確保により利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、沿線の医療環境の向上に寄与する。また、現道等における通過交通を本件区間が分担することから、現道等の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な道路交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、環境保全に関する環境影響評価指導要綱（昭和53年岡山県告示第1023号）に基づき、起業者が平成５年12月及び平成９年５月に環境影響評価を実施し、平成11年９月、平成13年６月、平成15年３月及び平成20年３月に見直しを行っている。さらに、起業者等において、平成24年度及び平成26年度に技術指針の改訂等に伴う内容の確認を行っている。環境影響評価等の結果によると、大気質等については環境保全目標を満足すると評価されており、騒音については一部区間について環境保全目標を満足していないが、低騒音舗装を行うことで環境保全目標を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、動物については、本件区間内及びその近傍地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、ハヤブサ及び岡山県希少野生動植物保護条例（平成15年岡山県条例第64号）における指定種であるカワバタモロコをはじめ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類等として掲載又は岡山県版レッドデータブック2009に絶滅危惧Ⅱ類等として掲載されている多くの種の生息が確認されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類等として掲載又は岡山県版レッドデータブック2009に準絶滅危惧として掲載されている多くの種の生育が確認されている。

起業者等は、工事施工に際し、動植物の生息・生育環境の改変は必要最小限にとどめ、希少な動植物種並びにそれに類するものについては、必要に応じて保護対策を講じることとしており、動植物に与える影響は軽微であるとされている。

なお、オオタカについては、営巣地が本件区間近傍で確認されたことから、毎年確認調査を行っており、専門家の指導助言の下、保全対策を実施のうえ、工事を施工しており、今後も専門家の指導助言を受け、採餌環境を含めた環境保全に努めることとしている。

また、本件区間内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が35箇所存在するが、岡山県教育委員会及び岡山市教育委員会と協議のうえ、33箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存の措置が講じられているほか、残る２箇所についても発掘調査を実施し、記録保存の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業のうち、本体事業は、岡山県東備地域を南北に結ぶ主要幹線道路を整備し、山陽自動車道と連結することにより、高速交通ネットワークを形成するとともに、現道等における通過交通を本件区間が分担し、現道等の交通混雑の緩和等を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）で定める第１種第３級の区分に該当する道路として、条例等の規格に基づく４車線の自動車専用道路をバイパス方式により建設する事業であり、本体事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、本件区間を３区間に分け、各区間ともに実施可能な３案による検討が行われている。ルートの決定に当たっては、社会的、技術的及び経済的諸条件に基づき、総合的に検討した結果、各区間ともに事業費が最も廉価であるなど、最も合理的である案を採用していると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。